

税務

P291/2019 – 2019年3月18日

日本語翻訳版

Tax Analysis

注目される中国個人所得稅改革 ——中国国内に住所のない個人に 係る新政策の解説

2019年3月16日及び17日、財政部及び国家稅務總局より下記二つの個人所得稅法通達が公布され、新しい個人所得稅法における、中国国内に住所のない個人に関する稅收政策が明確にされた。

- 「中国国内に住所のない個人の居住時間判断基準に関する公告」（財務部 稅務總局公告 2019年第34号、以下「34号公告」と略称¹）
- 「非居住者個人及び中国国内に住所のない居住者個人の個人所得稅政策に関する公告」（財務部 稅務總局公告 2019年第35号、以下「35号公告」と略称²）

個人が中国国内に住所があるか否かの判断については、一般的に、戸籍・家庭・経済的利益関係により、当該個人が中国国内において習慣的に居住するのか否かを分析する必要がある。中国で勤務している国外人員（外国籍個人及び香港・マカオ・台湾人員を含む）については、実務上、経常的に中国国内に住所のない個人とみなされている。住所のない個人に係る中国個人所得稅の納稅義務は、当該個人の居住者身分、中国国内居住時間等と密接に関係している。また、税金の計算についても、より一層複雑となることが想定される。34号及び35号公告においては、住所のない個人の中国国内居住時間の判断基準である「六年ルール」・総合所得の納稅額計算・租稅条約の適用・関連の徵收管理規則等の事項の詳細が明らかにされた。上述の通達は2019年1月1日より実施され、従来の住所のない個人に係る個人所得稅関連法規あるいは条約は、同日をもって廃止された。非居住者が2019年1月1日以降に取得する所得には、従来の規定が適用される。その際に過大納付が生じるときは、税法に従って税金の還付を申請することができる。

今回のTax Analysisでは上記二つの通達の要点について解説を行う。

筆者：

北京

王欢

パートナー

電話：+86 10 8520 7510

メール：huawang@deloitte.com.cn

上海

俞萌

パートナー

電話：+86 21 6141 1277

メール：iryu@deloitte.com.cn

北京

康婕

シニアマネージャー

電話：+86 10 8512 5412

メール：makang@deloitte.com.cn

上海

朱海燕

シニアマネージャー

電話：+86 21 6141 1096

メール：hyzhu@deloitte.com.cn

韓静

マネージャー

電話：+86 21 2316 6354

メール：hannhan@deloitte.com.cn

¹ 34号公告全文：http://szs.mof.gov.cn/zhangwuxinxi/zhangcefabu/201903/t20190315_3194018.html

² 35号公告全文：http://szs.mof.gov.cn/zhangwuxinxi/zhangcefabu/201903/t20190317_3194513.html

1.中国国内居住期間の判断基準

一納税年度において住所のない個人に係る中国国内での累計居住日数は、当該個人の中国国内での累計滞在日数により計算される。中国国内に24時間以上滞在する日は、中国国内居住日数に含まれ、中国国内に24時間未満滞在する日は、中国国内居住日数から除かれる。

コメント

中国個人所得税法により、中国国内に住所のない個人が、一納税年度に中国国内での累計居住日数が183日以上の場合には、中国の居住者個人とみなされる。その為、中国国内居住日数の計算ルールは、住所のない個人に係る居住者身分及び中国納税義務の判断に対して直接の影響を与える。中国国内の滞在が24時間未満の日は中国国内居住日数に計上されないことが明確にされた今回の新規定については、業務で頻繁に中国へ行く必要がある住所のない個人にとって、享受すべき優遇策であると考える。

また、上記の日数計算ルールが、租税条約におけるサービス型恒久的施設項目において「183日」基準の判断に適用されるか否かについて、業界全体における関心が高まる中、関連企業においても注目する必要があると考える。

2.「六年ルール」

従来の個人所得税法において、中国国内に住所のない個人が、五納税年度の期間中に、継続して中国国内に居住していない場合には、中国国外払いの国外源泉所得に係る個人所得税の納付を免除することが可能、いわゆる「五年ルール」が設けられていた。新個人所得税法において、「五年ルール」は「六年ルール」へ変更され、34号公告において「六年ルール」は下記のように規定された。

住所のない個人が一納税年度において、中国国内に累計で183日以上居住（すなわち、当該年度は中国の居住者個人になる、以下「住所のない居住者個人」と略称）する場合において、以下の二条件を同時に満たすときは、当該納税年度において中国国内及び国外で取得したすべての個人所得が、中国における個人所得税の納付対象となる。

- 当該住所のない居住者個人は、その前の六年間の毎年、中国国内累積居住日数が183日以上である。
- 当該住所のない居住者個人は、その前の六年間において、一度も30日を超える中国出国がない。

当該住所のない居住者個人が、上記の二条件を同時に満たさない場合には、当該納税年度（すなわち、中国居住者となった納税年度）に中国国外の組織または個人により支給される中国国外払いの所得に係る個人所得税の納付が免除される。

上述の「その前の六年間」とは、当該納税年度の一年前から六年前までの連続六納税年度を意味する。「その前の六年間」は2019年（2019年を含む）以降の年度から起算する。

コメント

「六年ルール」の公表においては、外国、香港・マカオ・台湾から中国へ優秀な人材を誘致する政策理念が反映された。従来の税法の「五年ルール」に比べると、新しい「六年ルール」においては更なる優遇を受けることができる。住所のない個人は「その前の六年間」のいずれかの年度において、一回で30日超の中国出国があれば、連続居住年数をリセットすることができる。また、住所のない個人に係る2019年より前（2019年を含まない）の状況を問わず、新個人所得税法の連続居住年数は一齊に2019年以降（2019年を含む）の年度

他の税務分析や意見に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください：

Global Employer Services

全国リーダー

香港

謝梓博

パートナー

電話：+852 2238 7499

メール：tojasper@deloitte.com.hk

華北区

北京

王欢

パートナー

電話：+86 10 8520 7510

メール：huawang@deloitte.com.cn

華東区

上海

俞萌

パートナー

電話：+86 21 6141 1277

メール：iryu@deloitte.com.cn

華南区

深圳

李菲菲

ディレクター

電話：+86 755 3353 8160

メール：ffli@deloitte.com.cn

華西区

重慶

湯卫东

パートナー

電話：+86 23 8823 1208

メール：ftang@deloitte.com.cn

から起算される。つまり、2018年まで（2018年を含む）の累計居住年数を「ゼロ」とし、居住年数に含めない。当該規定においては、2024年まで（2024年を含む）、すべての住所のない個人が、中国国外払いの中国国外源泉所得につき、免税優遇を享受することができる。

3. 総合所得の税額計算

(a) 納付税額の計算 - 非居住者個人

通常の賃金給与所得：新個人所得税法において、中国居住者になっていない住所のない個人（以下「非居住者個人」と略称）は各月に取得した賃金給与所得の個人所得税を月次で計算する必要がある。この計算においては、当月分の所得額から税法規定の控除費用を控除した残高を課税所得額とし、月度総合所得税率表を適用して納付額を算出する。

当月の賃金給与収入額の関連計算は次の3(c)と3(d)の部分を参照のこと。

数か月分の賞与：非居住者が一ヶ月の間に一回で取得する数か月分の賞与・年末賃上げ給与・配当金などの賃金給与所得（当該種類の所得には月次で支給される定額賞与及び一回で支給される数か月分の給与は含まない、以下「数か月分の賞与」と略称）は、単独の当月の収入額として、6ヶ月で按分した金額を課税所得とし、当月の他の賃金給与所得には含めない。また、当該課税所得から控除費用は控除せず、月度総合所得税率を適用して納付税額を計算する。なお、当該優遇計算は、各非居住者個人につき一暦年度中一回に限り享受できると規定されている。計算式：

当月の数か月分の賞与に係る納付税額 = [(数か月分の賞与金額 ÷ 6) × 適用税率 - 速算控除額] × 6

数か月分の賞与に係る収入額の計算は次の3(e)の部分を参照のこと。

ストックオプション所得：非居住者が一ヶ月に取得するストックオプション所得（株式オプション・ストックオプション・譲渡制限付株式・株式増殖権・株式奨励所得及び他の株式などの有価証券購入による雇用主から取得したディスカウントあるいは手当）は、単独の当月の収入額として、6ヶ月で按分した金額を課税所得とし、当月の他の賃金給与所得に含めない（一暦年度におけるストックオプション所得は合算する）。また、当該課税所得から控除費用は控除せず、月度総合所得税率を適用して納税額を計算する。計算式：

当月のストックオプション所得の納付税額 = [(当暦年度中のストックオプション所得合計額 ÷ 6) × 適用税率 - 速算控除額] × 6 - 当暦年度中のストックオプション所得に係る納付税額

ストックオプション所得収入額の計算は次の3(e)の部分を参照のこと。

中国国内源泉の役務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得：税法の規定通り、各収入額を課税所得額として、月度総合所得税率を適用して納付税額を計算する。

(b) 納付税額の計算 - 住所のない居住者個人

新個人所得税法において、住所のない居住者個人が取得する総合所得に係る個人所得税は年度ごとに計算される。計算式：

年度総合所得の納付税額 = (年度賃金給与所得額 + 年度役務報酬所得額 + 年度原稿料所得額 + 年度特許権使用料所得額 - 基本控除費用 - 専門控除 - 専門付加控除 - その他の法定控除) × 適用税率 - 速算控除額

上述の計算式において、

- 「年度賃金給与所得額」は、当該年度中の各月賃金給与所得の合計金額に基づき計算される。毎月の賃金給与所得額の計算は後文の3(c)及び3(d)部分を参照のこと。
- 「年度役務報酬所得額」「年度原稿料所得額」「年度特許権使用料所得額」は、当該年度中の各役務報酬・原稿料・ロイヤリティ所得の合計額に基づき計算される。

その他、住所のない個人が外国籍個人である場合に、2022年1月1日までの期間中における賃金給与所得の計算上、関連規定に基づいて住宅ローン利子費用・子女教育費・語学研修費用等の八項目の補助費用を控除したときは、専門付加控除項目の控除を同時に適用することはできない。

(c) 賃金給与所得額の計算 - 住所のない個人（非高級管理職）

住所のない個人のうち一定の条件を満たす者については、規定に該当する国内もしくは国外所得に係る中国個人所得税が免除できることに鑑み、35号公告においては、住所のない個人のうち、中国国内居住者企業の取締役、監事及び高級管理職務（以下、「高級管理職」と略称）に該当しない者に対する賃金給与の計算方法を下記の通り規定した。

居住者の種類	一納税年度における中国国内の累積居住期間	賃金給与収入額の計算方式
非居住者個人 (非高級管理職)	90日以下	中国国内の勤務期間に帰属し、かつ中国国内の雇用主が支給、または負担する賃金給与所得（35号公告における公式一）
	90日超、183日未満	中国国内勤務期間に帰属する賃金給与所得（35号公告における公式二）
居住者個人 (非高級管理職)	満183日、ただし満183日の国内累計居住年度が六年未満	すべての賃金給与所得（中国国外勤務期間に帰属し、かつ中国国外の組織または個人より支給される賃金給与所得を除く）（35号公告における公式三）
	満183日、かつ満183日の国内累計居住年数が満六年	すべての賃金給与所得

上述のうち、

- 住所のない個人が、中国国内・国外組織にて同時に兼務、もしくは国外組織のみに勤務する場合（以下、「国外任職」と略称）において、当月中にその個人が国内外において同時に勤務しているときは、当月「国内（外）労働期間」に係る賃金給与所得額は、当月の暦日数のうちの当月の国内（外）勤務日数が占める割合に基づいて計算される。
 - § 国内勤務日数には、個人の中国国内における実際の勤務日及び国内勤務期間において、国内外にて享受する公的休暇・個人休暇・トレーニー日等を含む。
 - § 中国国外に任職している個人の国内滞在当日の滞在時間が24時間未満の場合、国内勤務日数を半年として計算する。
 - § 国外勤務日数は、当月の暦日数から当月国内勤務日数を引いて計算する。
- 「国内雇用主」には従業員を雇用する国内組織、個人及び国外組織、または個人の国内機構場所が含まれる。国内雇用主が査定課税、もしくは営業収益がないため所得税が徴収されない場合には、住所のない個人が、当該組織または個人に雇用され、労働し、取得した賃金給与所得は、当該国内雇用主より支払いあるいは負担されたものとみなされる。

(d) 賃金給与所得額の計算 - 住所のない個人（高級管理職）

35号公告においても、従来の個人所得税法に引き続き、国内居住者企業の高級管理者が取得する当該国内居住者企業による支給、もしくは負担する、取締役費用・監事費用・賃金給与あるいは他の類似報酬（数か月分の賞与及びストックオプション）は、国内源泉所得とみなされる。従って、住所のない高級管理職個人と住所のない非高級管理職個人の賃金給与所得額の計算上、一定の差異が存在する。

居住者種類	一納税年度における中国国内の累積居住期間	賃金給与所得額の計算方式
非居住者個人 (高級管理職)	90日以下	国内雇用主より支給、もしくは負担される賃金給与
	90日超、183日未満	すべての賃金給与所得（中国国外勤務期間に帰属し、かつ中国国外の組織または個人より支給される賃金給与所得を除く）（35号公告における公式三）

居住者個人 (高級管理職)	満 183 日、ただし満 183 日の国内累計居住年度が六年未満	「住所のない非高級管理職個人」と同じ
	満 183 日、かつ満 183 日の国内累計居住年数が満六年	「住所のない非高級管理職個人」と同じ

上述の高級管理職務には、企業の正・副（総）経理、各職能総師、ディレクター及び他の類似公司高級管理職の職務などが含まれる。

(e) 数か月分の賞与及びストックオプション所得額の計算

住所のない個人が取得した数か月分の賞与及びストックオプション所得については、上述の給与賃金所得の取扱を適用して所得の源泉地を確定し、所得額を計算する。

- 中国国内任職もしくは業務を遂行する際に取得した数か月分の賞与またはストックオプション所得のうち、国外勤務期間に帰属する部分は、国外源泉の給与賃金所得とする。
- 中国国内任職もしくは業務遂行の停止後に取得した数か月分の賞与またはストックオプション所得のうち、国内勤務期間に帰属する部分は、国内源泉の給与賃金所得とする。
- 「国内勤務期間に帰属する」数か月の賞与またはストックオプション所得額の計算においては、数か月分の賞与またはストックオプションに対して勤務対象期間のうちの国内勤務日数及び所勤務対象期間の暦日数の割合を乗じて所得額を計算する。
- 住所のない個人が一ヶ月以内に取得した国内外の数か月分の賞与あるいはストックオプション所得のうち、いくつかの対象期間に対する所得が含まれている場合には、それぞれの所得期間に該当する国内源泉所得を計算したうえで、当月の国内源泉の数か月分の賞与またはストックオプション所得を合計する。

コメント

35号公告によって、従来の中国国内に住所のない個人に係る個人所得税計算の関連政策の全体的な整備が行われた。従来の所得源泉地判定規則を一部保留した上で、新規定の下では、居住者及び非居住者の税金計算方式の差異について十分考慮すべく、給与賃金所得額の計算方式の関連調整を行った。留意すべき点としては、中国国内外の組織に対して同時職務を担当する個人、もしくは中国国外組織のみに任職している者のうち、同時に国内外に勤務をしている住所のない個人に対する納付税額の計算方法が挙げられる。新規定においては、従来の納付税額の日数按分方法を継続的に使用せずに、新しい所得額の日数按分方法が定められている。国際的な方法である当該計算方法は、より低い税率の適用に有利であるため、更なる節税効果を実現することができる。

また、新規定においては住所のない個人が取得する数か月分の賞与またはストックオプション所得の税金計算方法が明確にされた。従来の規定と比較して、より公平的・合理的である新しい税金計算方法によれば、数か月分の賞与またはストックオプション所得に対する二重課税の可能性をある程度低減できる。また、当該新規定に基づき、非居住者個人が前述した所得を取得する際には、当月の他の賃金給与と合算せずに、6ヶ月に按分して課税することが認められる。当該政策により、移行期間の制限の影響はより小さくなり、非居住者個人は、一定の優遇措置の享受ができると考える。

4. 租税条約の適用

35号公告に基づき、住所のない個人が租税条約の居住者条約規定による締約相手国の個人税収居住者（以下、「締約相手国個人税収居住者」と略称）に該当する場合、租税条約及び関連の規定に定められた租税条約優待を享受できる。また、租税条約規定の適用せずに税金計算を行うことも可能である。他の規定以外に、住所のない個人は租税条約の条約規定の適用にあたり、下記の規定に従わなければならない。

協定の条款	関連の総合所得項目	優待条約
受雇所得条款	給与賃金所得	住所のない個人が締約相手国の個人税収居住者である場合、租税条約の規定に該当する国内外給与賃金は、35号公告の公式一もしくは公式二を適用し、個人所得税の免除を享受することができる。

		上述した個人が中国非居住者である場合、所得を取得する際に上述した租税優待を享受することができる。また、中国居住者個人である場合、源泉予納及び年度確定申告の際に上述した租税優遇を享受することができる。
独立個人役務あるいは営業利潤条款	役務報酬所得・原稿料所得	住所のない個人が締約相手国の個人税収居住者である場合、租税条約の規定に該当する役務報酬所得・原稿料所得について、個人所得税を徴収しないことも認められる。 上述した個人が中国非居住者個人である場合、所得を取得する際に上述した租税優待を享受することができる。また、中国居住者個人である場合、源泉予納及び年度確定申告の際に上述した租税優遇に享受することができる。
取締役費用条款	賃金給与所得・役務報酬所得	住所のない個人のうち、締約相手国の個人税収居住者が国内居住者企業の高級管理職人員に該当し、かつ、租税条約の受雇所得、独立個人役務等の条款優待を享受できる場合において、下記のうちの一つに該当するときは、当該個人が取得した高級管理職人員の報酬に係る税金計算を行う際、国内法律規定に基づき高級管理職の所得源泉地特別規則（前文の3(d)部分を参照のこと）を適用しないことが可能である。すなわち、一般人員として取り扱う。 <ul style="list-style-type: none"> • 当該個人が適用する租税条約に取締役費用条款の記入がない 又は • 租税条約に取締役費用条約が記入されているが、当該個人は取締役費用条款の適用がない
ロイヤルティあるいは技術サービス費用条款	ロイヤルティ所得、役務報酬所得・原稿料所得	住所のない個人は締約相手国の個人税収居住者であり、かつ取得したロイヤルティ所得・役務報酬所得・原稿料所得について、租税条約の規定の適用ができる場合には、関連の租税条約規定に定められた課税所得額及び徴収比例により税金を計算することが認められる。 上述した個人が中国居住者個人である場合、関連所得は当月に租税条約の規定による課税所得額及び課税割合で納付税額を計算した上で、源泉税を予納する。年度確定申告の際に、前述の租税条約優待を享受した所得は、年度総合所得に算入されず、単独で租税条約に規定される課税所得額及び課税割合により年度納付税額及び還付額を計算する。

コメント

35号公告では、中国国内に住所のない個人が総合所得を取得した場合に、租税条約の各規定の適用状況を整理したうえで、各所得に対し各々の取扱を規定している。住所のない個人が締約相手国個人税収居住者である場合には、租税条約上の優遇を享受するか否かを選択できることが公告によって明確になった。すなわち、国内税法に基づく取扱の方が、租税条約より有利な場合には、納税者が租税条約上の優遇を放棄することも可能である。

35号公告において、中国国内に住所のない個人が租税条約上の優遇を享受するために、順守すべき手続上の規則及び書類の要求については言及していない。住所のない個人が租税条約上の優遇を享受することを予定している場合、現行規定に基づいた資料及び情報報告の要求に応じる必要があると解釈できる。そのため、関連する納税者と源泉徴収義務者は、租税条約上の優遇を享受できるよう規定に従いそれぞれの義務を果たす必要がある。

5. 徴収管理規則

(a) 住所のない個人の予想される国内の居住期間

中国国内に住所のない個人の居住者身分及びその課税規則は、一納税年度内において中国国内での居住日数に基づいて判定される。従って、住所のない個人が年中に納税申告を行う場合、一般的には、当年における中国国内での居住日数を予想し、それに基づき、申告方式を確定する必要がある。

35号公告では、中国国内に住所のない居住者個人が一納税年度に、個人所得税の初回申告を行う場合、労働契約書などに基づき、当該個人の一納税年度内における中国国内での居住日数、及び租税条約に定める期間内の国内滞在日数を予め計算したうえで、予想された状況により税金を計算して納付することが明確化された。実際の状況が予想された状況と一致しない場合は、下記の規定に従い、それぞれ処理を行う。

- 事前に非居住者と判定され、居住日数の延長による居住者の判定条件を満たす場合には、一納税年度内に源泉徴収方法は変更しない。その後の年度終了時に居住者に関する規定に従い、年度確定申告を行う。ただし、当該個人が当年度内に出国し、かつ再入国しないと予想される場合、出国前に年度確定申告を行うことができる。
- 事前に居住者と判定され、居住日数の短縮による居住者の判定条件に満たない場合には、居住者の判定条件を満たさない日から年度終了後の 15 日以内に、税務機関に報告し、非居住者として税金の過不足分を清算するための調整申告を行う。なお、それより生じた延滞金は免除することができる。
- 一納税年度内に累計居住日数が 90 日以下と予想されたが、実際に累計居住日数が 90 日を超える場合、または締約相手国の居住者個人が租税条約に定める期間中に、滞在日数が 183 日以下と予想されたが、実際に滞在日数が 183 日を超える場合には、満 90 日または満 183 日の終了後の 15 日以内に、税務機関へ報告する必要がある。なお、以前の月次賃金給与所得に対する納付額を再計算した後、不足分の清算に係る延滞金は免除することができる。

コメント

中国国内に住所のない個人に係る一納税年度の初回申告をする際に、いかに居住者身分を判断するのか、予想された状況が変化した場合にはどのように修正するのか等について、住所のない個人及び源泉徴収義務者から大きな注目を集めていたが、35 号公告において、居住者身分の判断基準が明確化された。居住日数の延長若しくは短縮により、実際の状況が予想された状況と一致しない場合には、納税者は年度確定申告もしくは修正申告の方式で、追加納付または税金還付を行う。なお、規定通りの期限内申告に対する延滞金は徴収されない。これにより、住所のない個人及び源泉徴収義務者が居住者身分を事前に判断する際の不安要因は解消されたと考える。ただし、期限後申告による延滞金または罰金を課されないために、住所のない個人及び源泉徴収義務者は、引き続き年度確定申告と調整申告の期限に注意を払う必要がある。

(b) 住所のない個人の国内雇用主は海外関連当事者が支払う賃金給与所得を報告すべきこと

中国国内に住所のない個人の中国国内任職、受雇による中国国内源泉所得に対して、国内の雇用主が海外機関または個人と関連する場合において、国内の雇用主が支払うべき給与の一部または全部が海外関連当事者によって支払われたときは、住所のない個人は自己申告方式で税金を納付することができる。また、国内の雇用主に対して、税金の委託代納もできる。住所のない個人が税金の源泉徴収を国内の雇用主に委託していない場合、国内の雇用主は、関連所得について、支払った当月終了後の 15 日以内に、税務機関に関連情報を報告する必要がある。当該関連情報には、国内の雇用者と海外の関連当事者による住所のない個人の業務に係る手配、国外の支払状況、及び住所のない個人の連絡先等の情報を含む。

コメント

上記の新規定では、国内の雇用主に税金納付を強制的に要求する代替として、個人による自己申告方式あるいは国内雇用主による税金の委託代納の選択も可能となった。この点において、従来の規定よりさらに柔軟性があると考える。しかし、企業が留意すべき点として、税金を代納しない国内の雇用主は、規定期限内に所轄税務機関に対して、住所のない個人の関連情報を報告する義務が生じることが挙げられる。

結語とアドバイス

今回発表された二つの通達を通じて、中国は対外投資及び、海外人材の中国での就業に対する積極的な誘致の意向を提示した。中国国内での滞在が一日 24 時間未満の当日は中国国内居住日数として計算されないという基準、中国国内に住所を有しない個人に対して、2018 年（2018 年を含む）以前の居住年数がすべて「ゼロ」になること、中国国外に任職している人員の日数按分の計算方法が従来の「収税した後按分する」から「按分した後収税する」方式への変更など、一連の政策の推進は中国国内に住所のない個人の税負担を軽減し、国内外の二重課税を軽減することが期待されている。中国国内に居住・勤務している住所のない個人にとって、朗報であると考える。

住所のない個人の個人所得税に係る徴税管理は複雑である。新個人所得税法において、税収居住者の概念が導入されたことにより、住所のない個人の課税規則もより複雑化した。非専門人員にとっては更に困難になるため、企業と個人は十分に注意を払い、慎重に計画する必要がある。なお、以下の対処法が推奨される。

- 住所のない個人である外国籍個人及び香港・マカオ・台湾の個人は、新規の優遇政策を十分に享受するために、中国国内での滞

在日数を継続的に正確に記録し、合理的な出入国活動を計画する必要がある。

- 所得源泉地の判断により、個人所得税の申告を合理的に行うことが可能となる。企業と個人は賃金給与所得、数か月分の賞与とストックオプション所得、高級管理職人員の報酬等の所得の源泉地判定基準を把握することで、国内所得と国外所得を正しく区別し、課税所得を計算する必要がある。
- 海外勤務の従業員のうち、日数按分の課税方法を適用する者は、国内及び海外での就職状況に関する通達、出入国記録などを整理した上で、適切に保存する必要がある。また、それらの居住者身分と累計居住期間に基づいて、関連する税額計算方式を決定し、その計算方式への十分な情報と補助資料を準備・保存する必要がある。
- 非居住者個人が取得した数か月分の賞与とストックオプションに関する新課税方法、及び納税年度内の初回申告に係る居住者身分の判断基準等の規則を理解する。（例：2019年1月1日以降に取得した所得について、従来の規定により過大申告が生じた場合は、適時に税金還付を税務機関に申請する）
- 住所のない個人の国内雇用主である企業は、規則に従い、海外の関連当事者が支払った給与所得の関連情況の報告義務を履行する必要がある。さらに、住所のない個人の日常税務事情の処理は包括的、かつ専門的業務であるため、専門機構及び税務専門家による協力を仰ぐことが特に重要である。
- 国内外で兼務をしている個人、または中国に定期的に勤務している個人の活動により、海外関連機構に対する国内の恒久的施設が構築されるといった企業の税務リスクが生じる可能性がある。したがって、関連企業は、個人所得税だけでなく、恒久的施設による企業所得税の問題、また、企業所得税と個人所得税とが相応することで生じる問題を総合的に考慮する必要がある。

弊所では引き続き税改正の進展情報に注目し、関連情報及びその見解の共有をさせて頂きます。

本文はデロイト中国より中国大陆と香港のクライアント及びその従業員のために作成したものであり、内容は一般的な参考です。読者が対応措置を作成する前に専門な税務顧問と相談することをお勧めします。なお、本文の資料及び他の税務分析や意見に関するお問い合わせは下記の担当者までご連絡ください。

北京

朱桉
合伙人
电话：+86 10 8520 7508
传真：+86 10 8518 7326
电子邮件：andzhu@deloitte.com.cn

哈尔滨

徐继厚
合伙人
电话：+86 451 8586 0060
传真：+86 451 8586 0056
电子邮件：jihxu@deloitte.com.cn

沈阳

徐继厚
合伙人
电话：+86 24 6785 4068
传真：+86 24 6785 4067
电子邮件：jihxu@deloitte.com.cn

成都

汤卫东 / 张书
合伙人
电话：+86 28 6789 8188 / 8008
传真：+86 28 6500 5161
电子邮件：ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

香港

展佩佩
合伙人
电话：+852 2852 6440
传真：+852 2520 6205
电子邮件：sachin@deloitte.com.hk

深圳

李旭升
合伙人
电话：+86 755 3353 8113
传真：+86 755 8246 3222
电子邮件：vicli@deloitte.com.cn

重庆

汤卫东 / 张书
合伙人
电话：+86 23 8823 1208 / 1216
传真：+86 23 8859 9188
电子邮件：ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

济南

蒋晓华
合伙人
电话：+86 531 8518 1058
传真：+86 531 8518 1068
电子邮件：betjiang@deloitte.com.cn

苏州

管列韵
合伙人
电话：+86 512 6289 1297
传真：+86 512 6762 3338
电子邮件：kguan@deloitte.com.cn

大连

徐继厚
合伙人
电话：+86 411 8371 2888
传真：+86 411 8360 3297
电子邮件：jihxu@deloitte.com.cn

澳门

鄧偉文
合伙人
电话：+853 2871 2998
传真：+853 2871 3033
电子邮件：raytang@deloitte.com.hk

天津

白凤九
合伙人
电话：+86 22 2320 6699
传真：+86 22 8312 6099
电子邮件：bilbai@deloitte.com.cn

广州

李旭升
合伙人
电话：+86 20 8396 9228
传真：+86 20 3888 0121
电子邮件：vicli@deloitte.com.cn

南京

许柯 / 胡晓蕾
合伙人
电话：+86 25 5791 5208 / 6129
传真：+86 25 8691 8776
电子邮件：frakxu@deloitte.com.cn
roshu@deloitte.com.cn

武汉

钟国辉
合伙人
电话：+86 27 8526 6618
传真：+86 27 6885 0745
电子邮件：gzhong@deloitte.com.cn

杭州

卢强 / 何飞
合伙人
电话：+86 571 2811 1901
传真：+86 571 2811 1904
电子邮件：qilu@deloitte.com.cn
fhe@deloitte.com.cn

上海

梁晴
合伙人
电话：+86 21 6141 1059
传真：+86 21 6335 0003
电子邮件：mliang@deloitte.com.cn

厦门

钟锐文
合伙人
电话：+86 592 2107 298
传真：+86 592 2107 259
电子邮件：jichung@deloitte.com.cn

关于德勤中国税务技术中心

德勤中国税务团队于二零零六年成立德勤中国税务技术中心，旨在不断提高德勤中国的税务服务质量，为客户提供更佳的服务及协助税务团队出类拔萃。德勤中国税务技术中心编制、发布了“税务评论”、“税务要闻”等系列刊物，从技术的角度就新近颁发的相关国家法规、法例作出评论分析与介绍；并对疑点、难点作出专题税务研究及提供专业意见。如欲垂询，请联络：

中国税务技术中心

电子邮件：ntc@deloitte.com.cn

主管合伙人 / 华南区 (香港)**张新华**

合伙人

电话 : +852 2852 6768

传真 : +852 2851 8005

电子邮件 : ryanchang@deloitte.com**华北区****张博**

合伙人

电话 : +86 10 8520 7511

传真 : +86 10 8518 1326

电子邮件 : juliezhang@deloitte.com.cn**华东区****朱正萃**

合伙人

电话 : +86 21 6141 1262

传真 : +86 21 6335 0003

电子邮件 : kzhu@deloitte.com.cn**华南区 (内地/澳门)****张文杰**

总监

电话 : +86 20 2831 1369

传真 : +86 20 3888 0121

电子邮件 : gercheung@deloitte.com.cn**华西区****张书**

合伙人

电话 : +86 28 6789 8008

传真 : +86 28 6317 3500

电子邮件 : tonzhang@deloitte.com.cn

如欲索取本文的电子版或更改收件人信息, 请联络陆颖仪 Wandy Luk (wanluk@deloitte.com.hk) 或传真至 +852 2541 1911。

关于德勤

Deloitte (“德勤”) 泛指德勤有限公司 (一家根据英国法律组成的私人担保有限公司, 以下称 “德勤有限公司”) , 以及其一家或多家成员所和它们的关联机构。德勤有限公司与每一个成员所均为具有独立法律地位的法律实体。德勤有限公司 (又称 “德勤全球”) 并不向客户提供服务。请参阅 www.deloitte.com/cn/about 以了解更多有关德勤有限公司及其成员所的详情。

德勤亚太有限公司 (即一家担保有限公司) 是德勤有限公司的成员所。德勤亚太有限公司的成员及其关联机构在澳大利亚、文莱达鲁萨兰国、柬埔寨、东帝汶、密克罗尼西亚联邦、关岛、印度尼西亚、日本、老挝、马来西亚、蒙古、缅甸、新西兰、帕劳、巴布亚新几内亚、新加坡、泰国、马绍尔群岛、北马里亚纳群岛、中国 (包括香港特别行政区和澳门特别行政区) 、菲律宾与越南开展业务, 并且均由独立法律实体提供专业服务。

德勤于 1917 年在上海设立办事处, 德勤品牌由此进入中国。如今, 德勤中国为中国本地和在华的跨国及高增长企业客户提供全面的审计及鉴证、管理咨询、财务咨询、风险咨询和税务服务。德勤中国持续致力为中国会计准则、税务制度及专业人才培养作出重要贡献。敬请访问 www2.deloitte.com/cn/zh/social-media, 通过我们的社交媒体平台, 了解德勤在中国市场成就不凡的更多信息。

本通信中所含内容乃一般性信息, 任何德勤有限公司、其成员所或它们的关联机构 (统称为 “德勤网络”) 并不因此构成提供任何专业建议或服务。在作出任何可能影响您的财务或业务的决策或采取任何相关行动前, 您应咨询合资格的专业顾问。任何德勤网络内的机构均不对任何方因使用本通信而导致的任何损失承担责任。

©2019。欲了解更多信息, 请联系德勤中国。